

滝川市人事行政の運営等の状況

平成25年9月

滝川市総務部総務課

滝川市人事行政の運営等の状況

地方公共団体の人事行政運営の公正性及び透明性の確保を図るため、滝川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、任命権者及び公平委員会からの報告を公表するものです。

I 任命権者からの報告の概要

1 職員の競争試験及び選考の状況

職員の採用状況（平成 24 年度）（人）

試験区分	職 種	採用者数
競争試験	一般行政職	17
	医療技術職	4
	看 護 職	21
	小 計	42
選 考	教育公務員	7
	医 師	9
	小 計	16
合 計		58

2 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の退職の状況（平成 24 年度）（人）

区 分	職 種	退職者数
普 通	一般行政職	4
	教育公務員	8
	医 療 職 等	33
	小 計	45
勸奨・定年	一般行政職	8
	技能労務職	2
	医 療 職 等	7
	小 計	17
合 計		62

(2) 職員定数管理の状況

○部門別職員数の状況（各年４月１日現在）

(人)

区 分		職 員 数			対前年増減数	
部 門		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 24 年	平成 25 年
一 般 行 政 部 門	議 会	5	5	5		
	総 務	85	86	84	1	△ 2
	税 務	20	20	21		1
	民 生	63	61	60	△ 2	△ 1
	衛 生	31	31	31		
	労 働	2	2	2		
	農林水産	13	17	17	4	
	商 工	16	16	16		
	土 木	29	30	29	1	△ 1
	小 計	264	268	265	4	△ 3
特 別 行 政 部 門	教 育	106	103	108	△ 3	5
	小 計	106	103	108	△ 3	5
普通会計計		370	371	373	1	2
会 計 部 門 公 営 企 業 等	病 院	331	330	324	△ 1	△ 6
	水 道	0	0	0		
	下 水 道	3	3	3		
	そ の 他	21	21	21		
	小 計	355	354	348	△ 1	△ 6
合 計		725	725	721		△ 4

※職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員を除いています。また、障がい者雇用の状況につきましては、法定雇用率を満たしています。

(3) 一般行政職の級別職員数の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	計
標準的な職務	主事	主任級 主事	主任 主事	主査	副主幹	課長	部長	
職員数(人)	42	15	43	82	42	34	20	278
構成比(%)	15.1	5.4	15.5	29.5	15.1	12.2	7.2	100
24.4.1 構成比	14.5	4.3	16.7	28.6	16.7	12.0	7.2	100
20.4.1 構成比	4.6	3.2	25.0	30.0	17.5	14.6	5.1	100
国家公務員の 標準的な職務	係員	主任 係員	係長・ 主任	係長	課長補佐		室長	

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（平成 25 年度一般会計当初予算）

歳出総額 (A)	人件費（特別職含む） (B)	人件費率 (B／A)	(参考) 前年度の人件費率
千円 20,205,000	千円 3,816,009	% 18.8	% 18.5

(2) 職員の給与費の状況（平成 25 年度一般会計当初予算）

職 員 数 (A)	給 与 費				一人当たり給与費 (B／A)
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
人 359	千円 1,460,329	千円 311,470	千円 533,118	千円 2,304,917	千円 6,420

※ 職員手当には、退職手当は含まれていません。

(3) 一般行政職の平均年齢と平均給料月額状況（平成 24 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額
滝川市	4 2 歳 8 月	324,478 円
国	4 2 歳 9 月	304,944 円

(4) 一般行政職の経験年数別、学歴別平均給料月額状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

区 分	経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
大 学 卒	285,000 円	346,400 円	377,600 円
高 校 卒	226,400 円	285,700 円	346,100 円

(5) 一般行政職の初任給の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

区 分	滝川市	国
大 学 卒	172,200 円	163,987 円
短 大 卒	152,800 円	—
高 校 卒	140,100 円	133,418 円

※ 国家公務員については給与の臨時特例法に基づき 4. 7 7 %減額した額となっています。

(6) 主な職員手当の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

区 分	内 容			
扶養手当	1	配偶者 月額 13,000 円		
	2	配偶者以外の扶養親族 月額 6,500 円 (配偶者のいない場合の 1 人目 月額 11,000 円)		
	※ なお、16 歳から 22 歳までの子の場合には、5,000 円が加算される。			
住居手当	1	借家・借間居住者 月額 12,000 円を超える家賃を負担している職員に対し家賃の額に応じ、月 額 27,000 円まで		
	2	持家居住者 月額 8,000 円		
通勤手当	通勤距離が片道 2 k m以上の者			
	1	交通機関等利用者 運賃等に応じ月額 55,000 円まで		
	2	交通用具使用者 通勤距離に応じ月額 24,500 円まで		
特殊勤務 手 当	危険・不快・不健康などの特殊な勤務の場合に支給。 主なものに、防疫業務手当、保健衛生業務手当など 1 5 種類。			
期末・勤勉 手 当		期末手当	勤勉手当	計
	6 月	1.225 月分	0.675 月分	1.90 月分
	1 2 月	1.375 月分	0.675 月分	2.05 月分

	計	2.600 月分	1.350 月分	3.95 月分
寒冷地手当	1 1月から翌年3月まで支給 1 扶養親族のある世帯主 月額 26,380 円 2 その他世帯主 月額 14,580 円 3 その他 月額 10,340 円			

※上記の他に宿日直、時間外勤務、管理職手当などがあります。

(7) 退職手当の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

退職手当の額は、退職したときの給料月額に、以下の表に示す支給率を乗じて得た額となります。

区 分		自己都合	勸奨・定年
支 給 率	勤続 20 年	23.0300 月分	28.7875 月分
	勤続 25 年	32.8300 月分	38.9550 月分
	勤続 35 年	46.5500 月分	55.8600 月分
	最高限度	55.8600 月分	55.8600 月分
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)	
1人当たりの平均支給額		1,948,034 円	24,304,475 円

(8) 特別職の給料等の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

区 分	現在の給料等	減額しない場合	備 考
市 長	761,670 円	910,000 円	引き続き、行財政改革に伴い給料等の削減を行っています。
副 市 長	606,825 円	725,000 円	
非常勤監査委員	196,695 円	235,000 円	
教 育 長	531,495 円	635,000 円	
議 長	413,660 円	430,000 円	
副 議 長	346,320 円	360,000 円	
議 員	317,460 円	330,000 円	

※非常勤監査委員を除く特別職には、期末手当が年間で3.95月分支給されます。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（正規の勤務時間）

ア 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分と定められています。

イ 職員の勤務時間の割振りは、1日につき7時間45分で、勤務時間は午前8時30分から午後5時15分までとなります。なお、この勤務時間中に午後0時00分から1時間の休憩時間

があります。

(2) 一般職の年次有給休暇の使用状況（平成 24 年度）

労働基準法第 39 条の諸規定に基づいて与えられる有給による休暇であり、1 年につき最高 20 日間付与され、前年度からの繰越分を含めると最高 40 日間となります。

総付与日数 (a)	総使用日数 (b)	対象職員数 (c)	平均使用日数 (b)／(c)	消化率 (b)／(a)
12,473 日	2,632 日	322 人	8.1 日	21.1 %

(3) 特別休暇の導入状況

特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給の休暇です。

（主な特別休暇と付与日数）（平成 24 年度）

- ア 結婚休暇 連続する 5 日の範囲内の期間
- イ 配偶者出産休暇 職員の配偶者が出産する場合 3 日の範囲内の期間
- ウ 産前休暇 7 週間以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合に、出産の日までの申し出た期間
- エ 産後休暇 出産の日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間
- オ 生後満 1 年に達しない子を育てる職員のその子のための保育時間 1 日 2 回それぞれ 30 分以内の期間
- カ 小学校就学の始期に達するまでの子の看護のための休暇 5 日の範囲内の期間
- キ 夏季休暇 6 月から 10 月までの期間内における原則として連続する 3 日の範囲内の期間
- ク 骨髄提供のための休暇 必要と認められる期間
- ケ ボランティア休暇 5 日の範囲内の期間

(4) 病気休暇の概要

負傷又は疾病のために勤務することができない職員に対し、医師の証明等に基づき、最小限度必要と認められる期間、その治療に専念させるために設けられた有給の休暇です。

(5) 育児休業及び部分休業の利用状況（平成 24 年度）

育児休業は最大で 3 年間（子が 3 歳に達する日までの期間）取得可能であり、また、子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、職員の福祉と公務の円滑な遂行を確保するための制度として部分休業の制度を設けており、1 日 2 時間の範囲内で取得することが可能です。

なお、休業した期間の給与は減額されます。

ア 育児休業及び部分休業の取得者数

区 分	男性職員	女性職員	計
平成 24 年度中に新たに育児休業を取得した職員	0	8	8
平成 23 年度から引き続き育児休業を取得している職員	0	4	4

※部分休業の取得は、ありませんでした。

イ 育児休業の承認期間（平成 24 年度中に新たに取得した職員に限る。）

期 間	6 月以下	6 月超え 1 年以下	1 年超え 1 年 6 月以下	1 年 6 月超え 2 年以下	計
取得職員数	0	5	3		8

(6) 介護休暇の取得状況（平成 24 年度）

配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするために、6 月の期間内で取得することができる無給の休暇です。

平成 24 年度の取得は、ありませんでした。

5 職員の分限及び懲戒処分状況（平成 24 年度）

(1) 分限処分状況

平成 24 年度に休職した職員は 1 人であり、事由は病気休職となっています。

(2) 懲戒処分状況

平成 24 年度に懲戒処分を受けた職員は 4 人（戒告 3、減給 1）で、道路交通法違反が事由となっています。

6 職員の服務状況

(1) 職員の守るべき義務の概要

地方公務員法第 30 条は、服務の根本基準として「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。

この根本基準の趣旨を具体的実現するため、同法は職員に対し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限など、服務上の強い制約を課しています。

(2) 職務専念義務の免除の概要

職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外は、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いなければなりません（地方公務員法第 35 条）。

ただし、「職務に専念する義務の特例に関する条例」により、研修を受ける場合や厚生事業に参加する場合に、任命権者の承認を得て、職務専念義務が免除されることがあります。

7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の実施状況（平成 24 年度）

●自主研修支援制度の運用

滝川市職員自主研修助成金交付件数 0 件

●職場内研修（OJT）の推進

OJT への支援と指導者の育成

●職場外研修の実施

ア 北海道市町村職員研修センター派遣研修

研 修 内 容	日数(日)	受講者(人)	延べ日数(日)
自治体新任管理者基礎研修	2	2	4
ハードクレーム研修	2	1	2
リスクマネジメント研修	2	1	2
管理能力研修	2	14	28
指導能力研修	2	13	26
政策形成(中級)研修	2	2	4
クレーム対応研修	2	3	6
コミュニケーション能力向上研修	2	2	4
プレゼンテーション研修	2	1	2
折衝力・交渉力強化研修	2	2	4
問題発見・解決研修	2	2	4
政策形成基礎講座研修	2	4	8
職場で活かす創造性開発	2	2	4
地方自治法研修	2	10	20
民法研修	2	4	8
地方公務員法研修	2	6	12
行政法研修	2	2	4
自治体法務(解釈・運用)研修	2	1	2
計 (18種)		72	144

イ 市町村職員中央研修所派遣研修

研 修 内 容	日数(日)	受講者(人)	延べ日数(日)
政策課題研修課程 「これからの管理職」～企画力と行動力の発揮～	5	1	5
「副市町村長特別セミナー」	2	1	2
計 (2種)		2	7

ウ 全国市町村国際文化研修所派遣研修

研 修 内 容	日数(日)	受講者(人)	延べ日数(日)
政策実務系研修 「変革期の自治体財務」～財政分析・公会計・地方債～	3	1	3
政策実務系研修「学習する組織を目指して」	3	1	3
政策実務系研修「持続可能なまちづくり」	3	1	3
政策実務系研修 「女性リーダーのためのマネジメント研修」	5	1	5
国際文化系研修 「海外へ売りこめ!地域資源を活用した国際観光戦略」	3	1	3
計 (5種)		5	17

エ その他 道外派遣研修

研 修 内 容	日数(日)	受講者(人)	延べ日数(日)
大都市圏の生活保護（地方財政アカデミー）	2	1	2
計（1種）		1	2

オ 集合研修

期 間	研 修 内 容	時間(時間)	受講者(人)	対象職員
平成24年4月3日 ～4月5日	新採用職員研修(前期)	13.0	14	平成24年度採用職員
6月19日 ～6月20日	新採用職員施設見学研修	12.5	18	平成24年度採用職員
7月18日	地方自治法研修	7.0	34	おおむね40歳以下の担当職
9月21日	新採用職員議会傍聴研修	2.5	17	平成24年度採用職員
9月27日	コーチング研修	7.0	30	課長職
10月11日	職場のメンタルヘルス対策について 「認知行動療法を活用したメンタルヘルス」	2.0	45	全職員
10月16日 ～10月18日	新採用職員研修(後期)	12.5	17	平成24年度採用職員
10月25日	政策形成(中級)研修	7.0	27	おおむね50歳以下の主査職
平成25年2月1日	行政法研修	7.0	27	おおむね40歳以下の担当職
2月28日	副市長講話	1.0	40	35歳未満の若手中堅職員
3月8日	新採用職員年度末研修	3.5	17	平成24年度採用職員

カ その他研修

期 間	研 修 内 容	時間(時間)	受講者(人)	対象職員
平成24年5月18日	中空知ふるさと市町村圏職員研修会 「接遇研修会」	3.0	17	平成24年度採用職員
9月25日	株式会社ホリにおける体験研修	3.5	5	新任主査職
10月2日	北門信用金庫における接遇研修	2.0	10	入所3年目の職員
平成25年2月7日	クレーム対応研修	4.0	1	全職員
2月22日	J A たきかわサービスにおける体験研修	3.0	4	総務部を除く新任副主幹職
2月26日	中空知ふるさと市町村圏職員研修会 「不当要求行為等を防ぐために」	1.5	8	全職員

(2) 勤務成績の評定の実施状況（平成24年度）

地方公務員法第40条は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならないと規定しています。

この法律に基づく滝川市職員の勤務評定及び自己申告に関する規程により、平成24年度は一般職580人を対象に勤務成績の評定を実施しました。

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生福利事業の概要

職員の共済制度は、地方公務員法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。

共済制度を運用し、実施する主体は北海道市町村職員共済組合です。

共済組合では、組合員である職員とその家族の病気・けが・出産・死亡等に対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職・障害・死亡に対して年金又は一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業や住宅資金の貸付などの「福祉事業」の大きく分けて3つの事業を行っています。

その他の福利厚生制度として、職員のための任意の互助組織である「滝川市職員福利厚生会」や「滝川市立病院弘友会」を組織し、職員の冠婚葬祭に際しての給付や生活物資の販売等の事業を実施しています。

また、共同互助会として「北海道市町村職員福祉協会」があり、「貸付事業」、「福利厚生事業」、「生命共済事業」、「医療給付事業」等の事業を行っています。平成24年度の公費補助等総額は943,000円、公費負担率は50.1%、会員数は326人（H25.3加入数）で、一人当たりの公費負担額は2,893円となっています。

※北海道市町村職員福祉協会の詳しい事業内容は、福祉協会のホームページ

<http://www.hokkaido-ctvfukusikyokai.jp/>に掲載されています。

(2) 職員健康管理の状況（平成24年度）

○職員の健康診断の状況

種 別		受診者数
定 期 健 診	新採用及び30歳以上40歳未満の職員・嘱託職員	58
	35歳以上の嘱託職員 40歳以上の臨時職員	170
	30歳未満の職員・嘱託職員 40歳未満の臨時職員	84
特 別 健 診	保 育 士	37
	給 食 調 理 手	33
	運 転 手	7
	歯 科 衛 生 士 等	1
総 合 健 診		252
婦 人 検 診		53

※平成24年度受診率(一般会計) 98.1%

(3) 公務災害補償の状況（平成 24 年度）

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害及び死亡）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補てん（補償）と、被災職員の社会復帰の促進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業（福祉事業）を行うことを目的としています。

具体的には、地方公務員法第 45 条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。

平成 24 年度に、公務災害又は通勤災害と認定された件数は、12 件（公務災害 8 件、通勤災害 4 件）です。

II 公平委員会の報告の状況

平成 24 年度において、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申立て並びに苦情相談に関する処理の状況はありませんでした。